

議題1資料1 各委員からのご意見及び対応内容

八千代市第4次生活排水対策推進計画(素案)に対する意見

No.	頁数※1	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方※2	修正有無
1	3頁	第1章 生活排水対策推進計画改定の背景 2. 計画の位置づけ	市民にはどのような方法で意見をきいたのか、どんな方からどんな意見が集まつたのかを教えてほしいです。	令和7年11月20日～12月22日にパブリックコメント（意見募集）を実施しています。集まった意見に関しては、議題1資料2をご参照下さい。	無
2	5, 6頁	第2章 八千代市の概要 (2) 水系等	東京湾流域についても説明を加えてほしいです。	5頁の説明文において、わかりにくい状態となっておりましたので、追記いたします。	有
3	7, 8頁	第2章 八千代市の概要 (3) 人口	総人口しか見ていないようにみれる。第3次計画（見直し版）と比べると緑が丘西で増えているが、ほとんどの地域では微減である。	7頁は人口推移について、8頁は人口分布について、それぞれ記載しておりますが、わかりにくい状態となっておりましたので、修正いたします。	有
4	9頁	第2章 八千代市の概要 2. 水質の現状 (1) 水質調査地点	水質調査の結果を公表していますか。 水は環境の中でも、最も大事なことだと思っています。現在生活排水はそれぞれの家庭、企業でも注意してくれている事とは思いますが、きつい洗剤や、化学品を含むものを流している事もある様に思います。数字が少しでも良好になった事を広報等で知ることで注意しよう、協力しようという気持ちになってくれるのではと考えます。	毎年発行している「八千代市の環境」にて水質調査の結果を掲載し、ホームページ等で公表しておりますので、引き続き周知に努めて参ります。	無
5	9～14頁	第2章 八千代市の概要 2. 水質の現状	本件において引用されているデータは、「公共用水域の水質調査結果」が使用されています。思うに、この監視データ資料における河川測定点の高いBOD値の発生源と思われる原因（発生源）は、桑名川沿線の牧場（6か所？）や八千代工業団地（？）からなど、「生活系排水」というよりも「産業系からの汚染水排出」の影響が強く反映されているのではないかでしょうか。ミスリードしないよう、ご留意願います。	本計画は生活排水対策に特化した内容となっております。産業系の対策につきましては、上位計画である第3次環境保全計画にて実施してまいります。	無
6	10頁	第2章 八千代市の概要 2. 水質の現状 (2) 環境基準	数値として未達成であることだけでなく、その度合いや深刻度について、具体的（例えば印旛沼流域の他市町の河川データと比較するなど）に表現するべきではないでしょうか。単に「未達成」だけでは対策の必要性や状態の深刻さが分かりにくくと思います。	10頁の印旛沼流域の他の河川の水質調査結果を追記し、文章を修正いたします。	有
7	17頁	第2章 八千代市の概要 3. 生活排水処理の状況 (2) 下水道 図2-17八千代市汚水適正処理構想図	図2-17 の凡例が小さくて読めないです。	17頁の図2-17八千代市汚水適正処理構想図を拡大します。	有
8	17頁	第2章 八千代市の概要 3. 生活排水処理の状況 (2) 下水道 図2-17八千代市汚水適正処理構想図	図2-17 に図2-16 の流域の境界線を入れてほしいです。 また、今後の人口増加地域には下水道がないことを明記してほしいです。	他計画において公表している図を流用しているおり、描き足すことはできないため、16頁の文章を補足します。	有
9	17頁	第2章 八千代市の概要 3. 生活排水処理の状況 (2) 下水道	八千代市の公共下水道は、分流式下水道であり、生活排水は污水管渠により下水道処理場で処理され、雨水排水等は道路側溝や雨水管渠を経由して新川、花見川に直接排水されている事を説明してほしいです。	18頁の図2-18_の図を変更し、説明文を追加しました。	有
10	18頁	第2章 八千代市の概要 図2-18 公共下水道のイメージ	住宅・工場等の屋根や敷地内に降った雨は、道路側溝や雨水管渠を経由して河川等に直接放流される図を追加してほしいです。	18頁の図2-18_の図を変更し、説明文を追加しました。	有
11	18頁	第2章 八千代市の概要 3. 生活排水処理の状況 (4) 合併処理浄化槽	脱字：印旛沼等閉鎖性水域（い）おいては…	18頁を修正いたします。	有
12	19頁	第2章 八千代市の概要 3. 生活排水処理の状況 (4) 合併処理浄化槽 図2-19 合併処理浄化槽構造図	わたくしは今年「ふれあい大学」に参加させていただいている。その中で市役所の方が認知症や身体に関する事等、いろいろご指導下さっていますが、水に関する事も知りたいと思っています。市民1人1人の協力と努力がなければ川の水や海の水をきれいにしていくことはむずかしいのでは、今年度無理でも、環境に関する講座も是非お願ひしたいです。	ふれあい大学においては、以前は水環境等の環境問題に関する講座を行っていましたが、現在は行っておりません。 担当課と協議し、検討してまいります。	無
13	20頁	第2章 八千代市の概要 4. 第3次推進計画の達成状況 (1) 生活排水処理率	未達成となった理由として何が考えられるか、第3次推進計画策定時と現在においてどのような想定が異なったのかを分析して示すべきと考えます。特に第3次推進計画の各取組内容の進捗や達成状況を一覧にして、何が成果を挙げたのか/挙げなかったのかも明らかにすべきと考えます。それがなければ、第4次推進計画の取組内容の妥当性が評価できないと考えています。	第3次生活排水対策推進計画の取組一覧及び評価を資料7（38頁）に追記いたします。すべての取組につきましては、概ね順調に実行されています。また、22頁の説明で補足を追記いたします。	有
14	20頁	第2章 八千代市の概要 4. 第3次推進計画の達成状況 (1) 生活排水処理率	ここでは生活排水処理の実績率ではなくて、単独処理浄化槽とくみ取り人口の実績が目標を大きく下回っているということが重要であると考えます。	22頁の説明で補足を追記いたします。	有

No.	頁数※1	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方※2	修正有無
15	21頁	第2章 八千代市の概要 4. 第3次推進計画の達成状況 (2) 生活系汚濁負荷量の推移 表2-6～表2-9	目標に達成しなかった理由の説明がないです。	20頁の（1）生活排水処理率の文面に目標値に達しなかった主な要因として考えられることを追記いたします。	有
16	22頁	第3章 基本方針 1. 基本方針 (2) 目標	処理目標が第3次推進計画より下方修正されており、その理由を第3次推進計画の各取組内容の進捗評価や、第4次推進計画としての取組内容でどのように達成を目指すのか可能な限り定量化して示すべきと考えます。	第3次生活排水対策推進計画取組一覧及び評価を資料7（38頁）に追加いたします。すべての取組につきましては、概ね順調に実行されています。 また、第4次計画の取組（24頁）につきましては、できるだけ目標量を追記いたします。	有
17	22, 23頁	第3章 基本方針 1. 基本方針 (2) 目標	R17の目標値の設定根拠について 23頁の各指標の目標値は R6年度の人口実績値とR17年度の人口予測値の減少率から概ね割り出されているものと思います。単なる人口減少分だけでない政策的な取り組みによる削減効果がどのくらいあるのか、分かる評価指標があるとよいと思います。	各取組による効果がわかるよう、27頁に図3-1生活排水処理形態別排出量（BOD）を追加いたします。 また、第4次計画の取組（24頁）につきましては、できるだけ目標量を追記いたします。	有
18	22頁	第3章 基本方針 1. 基本方針 (2) 目標	国の方針見直しにもあるように、今後は公共下水道の拡張は期待できないと考えます。 新規開発地域では高度処理型浄化槽の設置を義務付けられるので、市として努力するのは単独とくみ取りの転換であると考えます。	22頁の説明で補足を追記いたします。	有
19	22, 23頁	第3章 基本方針 1. 基本方針 (2) 目標	生活排水処理率の目標と生活系汚濁負荷量の目標は、リンクしているのでしょうか。簡単で良いので、各汚濁負荷量の目標数値設定のロジックを掲載して頂くと良いと思います。 また、第三次計画の結果から第四次目標の修正は加味しているのでしょうか。	生活系汚濁負荷量は、表3-1生活排水の処理形態別人口を基に算出しています。 23頁に補足を追記いたします。 また、第3次計画の取組結果は一覧表にして、資料7（38頁）に記載いたします。	有
20	22頁	第3章 基本方針 4. 取組	是非是非他機関他部署との連携（横のつながり）を沢山つかって、植物の力を借りたり老人会や青年会等とも連携して1人でも多くの方に興味をもってもらえる様頑張りましょう。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。	無
21	23頁	第3章 基本方針 1. 基本方針 (2) 目標 表3-2 生活系汚濁負荷量	目標値設定の根拠が示されていません。	23頁に補足を追記いたします。	有
22	23頁	第3章 基本方針 3. 計画期間終了後の方針	第1次～第3次まで進捗率実績および第4次の目標が頭打ちになってきています。この先、終わり方をある程度示しても良いのではないでしょうか。（千葉県の意向あると思いますが）	千葉県環境生活部水質保全課より、平成26年6月30日事務連絡において、生活排水対策重点地域の解除について通知がありました。 重点地域の解除にあたっての条件及び判断基準に則り、解除の見込みが出次第、検討していきます。	無
23	24頁	第3章 基本方針 4. 取組 (1) 生活排水処理施設の整備推進	各取組が目標の達成にどのように寄与するのか、特に取組1～3についてはいずれも定量化が可能な項目と考えられることから、具体的な目標値を示すべきと考えます。	各取組による効果がわかるよう、27頁に図3-1生活排水処理形態別排出量（BOD）を追加いたします。 また、第4次計画の取組（24頁）につきましては、できるだけ目標量を追記いたします。	有
24	24頁	第3章 基本方針 4. 取組 (1) 生活排水処理施設の整備推進 取組1 公共下水道整備の推進	「推進」とありますが、具体的に下水化を工事または今後計画している地域があれば、可能な範囲で掲載した方が良いと思います。 また、市街化区域の下水道と区域外の合併浄化槽は、汚濁負荷量的に、どちらが有利なのでしょうか。	第4次計画の取組（24頁）につきましては、できるだけ目標量を追記いたします。 公共下水道の処理水が市外に放流されているため、公共下水道の使用による汚濁負荷はありませんので、合併処理浄化槽の方が汚濁負荷量は多くなります。	有
25	24頁	第3章 基本方針 4. 取組 (1) 生活排水処理施設の整備推進 取組2 公共下水道の利用促進	「促進」とありますが、下水道への接続をしない世帯（ex. みなし浄化槽）については、条例があるようですが、やはり強制するのは難しいのでしょうか。であれば、少しでも補助金は出せないのでしょうか。	下水道法においてし尿汲み取り便槽使用者には公共下水道への接続を命ずることができますが、単独処理浄化槽使用者に対しては強制することはできません。工事にあたっては、工事代金を無利子で貸し付ける制度はありますが、補助金はありません。	無
26	24頁	第3章 基本方針 4. 取組 (1) 生活排水処理施設の整備推進 取組3 高度処理型浄化槽への転換・普及	今後も公共下水道整備区域以外で開発行為を容認していく予定なのでしょうか。八千代台などの再開発のほうが優先されるべきではないでしょうか。	下水道が整備されない市街化調整区域（公共下水道整備区域以外）につきましては、開発行為の許可の基準である「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」を本年10月に改正し、令和9年10月1日より一定の開発行為（宅地造成、共同住宅等）について制限いたします。 また、八千代台の再開発については現在予定はありませんが、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。	無

No.	頁数※1	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方※2	修正有無
27	25頁	第3章 基本方針 4. 取組 (1) 生活排水処理施設の整備推進 取組 6 し尿処理施設の管理・運営	八千代市では公共下水道の普及を優先し、下水道整備区域以外では高度処理型浄化槽への転換で生活排水の環境負荷を提言する方針であり、次期においてもその方針で生活排水処理を行ってゆくものと思われます。 一方、近隣の船橋市などでは下水汚泥からのメタン発酵によるバイオガスの生成とガス発電事業が行われています。次期の八千代市のし尿処理の方向性として希釈しての流域関連公共下水道への投入のみが掲載されていますが、この回収した下水の有効活用については検討されないのでしょうか。 流域関連公共下水道への投入の場合の経費と下水汚泥を利用したバイオマス発電事業の設備投資、発電容量などを試算して市内で創出できるグリーン電源としての活用についても検討されてはいかがでしょうか？	汚水処理施設の老朽化や人口減少等が予測される中で、汚水処理の効率的な運用が求められているため、国は下水道を含む地域の汚水処理の持続可能性確保に向け広域化・共同化を促進しており、千葉県においても、令和5年3月に千葉県汚水処理広域化・共同化計画を策定しました。 これらの状況を踏まえ、本市におけるし尿処理については、し尿等を脱水・希釈して流域関連公共下水道に投入する施設に更新することが、今後し尿等処理量が減少していく中で最も合理的であると判断しております。 流域関連公共下水道に投入されたし尿等は、千葉県が管理する流域下水道終末処理場で処理されることから、終末処理場において最終処分や資源化等がされることとなります。	無
28	25頁	第3章 基本方針 4. 取組 (1) 生活排水処理施設の整備推進 取組 6 し尿処理施設の管理・運営	新しい「し尿受入れ施設」での処理状況は、負荷量削減にどのように反映されるのか、きちんと明記する。	施設更新後、流域関連公共下水道に投入されたし尿等は、千葉県が管理する流域下水道終末処理場で処理されることとなるため、印旛放水路（新川）への処理水の放流はなくなります。	無
29	25頁	第3章 基本方針 4. 取組 (1) 生活排水処理施設の整備推進 取組 6 し尿処理施設の管理・運営	新たなし尿設備の整備・・・とありますが、技術も進歩しているので、汚染負荷量を現状より低減できる計画なのでしょうか。もしくは単なる老朽化更新なのでしょうか。	25頁の文章を一部修正しました。 衛生センターは施設の供用開始から約50年が経過し、抜本的な整備が必要な状況であることから、受け入れたし尿等を流域関連公共下水道へ投入する新たな施設を、現施設敷地内に整備する方針としました。 施設更新後、流域関連公共下水道に投入されたし尿等は、千葉県が管理する流域下水道終末処理場で処理されることとなるため、印旛放水路（新川）への処理水の放流はなくなります。	有
30	26頁	第3章 基本方針 4. 取組 (1) 生活排水処理施設の整備推進 取組 9 環境学習の充実	下水処理施設は汚い作業環境と悪臭源となってしまいやく、市民から疎まれやすい施設です。しかし、発電事業を実施することで CO2 削減や脱炭素社会の実現などの SDGs の実現を目指した取り組みとして積極的にアピールできる場にできると思います。取組6とセットでご検討ください	更新後のし尿受入施設については、脱水・希釈のみの処理を行う施設となるため、発電事業の実施は想定しております。 なお、千葉県が管理する流域下水道終末処理場においては、地域冷暖房に処理水の持つ熱を利用する熱源供給事業を実施しており、施設見学を実施しております。	無
31	26頁	第3章 基本方針 4. 取組 (1) 生活排水処理施設の整備推進 取組 9 環境学習の充実	本当に大切だと思います。	ご賛同いただき、ありがとうございます。	無
32	26頁	第3章 基本方針 4. 取組 (3) 生活排水対策の啓発	「生活排水対策=温暖化防止の対策である」ということを強く訴えてほしいです。	地球温暖化防止については、上位計画である第3次環境保全計画にて取り組んでまいります。	無
33	26, 27頁	第3章 基本方針 4. 取組 (3) 生活排水対策の啓発 5. 市民主体の対策	下水道や合併浄化槽（高度処理型含む）を整備していても、何故、生活排水の対策（啓蒙）が必要なのか、具体的に説明があると、市民の皆さんに納得して実行をして頂けるのではないかと思いました。	資料 6（37頁）に飲食物や調理からの汚れの量を掲載します。	有
34	27頁	第3章 基本方針 4. 取組 (3) 生活排水対策の啓発 5. 市民主体の対策	雨水管渠経由の河川汚濁防止 (下水道整備地区内における雨水排水施設への生活排水・汚濁水等の放流防止) 家庭、飲食店、集合住宅等で必要な対策➡ ①道路U字溝、グレーチング等に廃油や汚濁水等を乗てない ②集合住宅のベランダ・通路等に置く洗濯機排水を雨水排水管に接続禁止 ③飲食店等の床洗浄水は、道路への排水禁止、污水樹への接続を確認する	28頁に補足を追記いたします。 ご意見いただきました①②③につきましては、個別事案になってまいりますので、個別に都度対処するものであるため、本計画への記載は控えさせていただきます。	有
35	27頁	第3章 基本方針 4. 取組 (3) 生活排水対策の啓発 5. 市民主体の対策（家庭でできる対策例）	私はこれすべてやっています。（汚れていたあぶらだけはコンポストに入れ肥料にしています。	ご協力いただき、ありがとうございます。	無
36	27頁	第3章 基本方針 4. 取組 (3) 生活排水対策の啓発 5. 市民主体の対策（家庭でできる対策例）	アクリルたわしは、マイクロプラスチックを発生させるので、削除する。	28頁を修正いたします。	有

いただいたご意見は主旨を損なわない程度に要約し、整理しました。

※1：八千代市第4次生活排水対策推進計画（素案）の頁数になります。

※2：議題1参考資料八千代市第4次生活排水対策推進計画（素案）（修正案）の頁数になります。